

建築設備士登録を実施する者の指定制度について

1. 指定について

建築士法施行規則第17条の35において、国土交通大臣は、建築設備士を対象とする登録であって、建築設備士の資格を有することを証明するものとして、次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する登録について指定を行うこととしています。

建築士法施行規則第17条の35第2項

- 一 職員、登録の実施の方法その他の事項についての登録の実施に関する計画が登録の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の登録の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 登録以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録が不公正になるおそれがないこと。

2. 申請手続きについて

- (1) 対象者：指定を受けようとする建築設備士の登録を実施する者
- (2) 申請時期：随時提出可能
- (3) 提出書類：建築士法施行規則第17条の35第2項の基準に適合することを記載した申請書及び証明する資料等（様式の指定はありませんが、必ず事前にご連絡をください。）

3. 現在指定されている登録を実施する者

- ・名称：社団法人建築設備技術者協会
- ・主たる事務所の所在地：東京都港区新橋6丁目9番6号
- ・登録の名称：建築設備士登録

4. 問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 03-5253-8111（内線39539）